

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和4年3月8日（火曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和4年3月8日(火)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	9時00分
・休憩	午前	9時06分
・再開	午前	9時07分
・休憩	午前	9時13分
・再開	午前	9時13分
・休憩	午前	9時35分
・再開	午前	9時35分
・休憩	午前	9時37分
・再開	午前	9時37分
・休憩	午前	9時40分
・再開	午前	9時40分
・休憩	午前	9時51分
・再開	午前	9時57分
・休憩	午前	10時01分
・再開	午前	10時01分
・休憩	午前	10時06分
・再開	午前	10時13分
・休憩	午前	10時33分
・再開	午前	10時34分
・休憩	午前	10時39分
・再開	午前	10時39分
・休憩	午前	10時41分
・再開	午前	10時58分
・休憩	午前	11時18分
・再開	午前	11時18分
・休憩	午前	11時24分
・再開	午前	11時24分
・休憩	午前	11時24分
・再開	午前	11時38分
◎閉会	午前	11時40分

4. 出席委員名

委員 長 戸張光枝

副委員長 武藤倫雄

委員 高橋まゆみ、大野興一、佐藤弘一、村山正弘、山本重幸

議長 永末厚二

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄 局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監

小島健司、都市建設統括監 安田昌利、会計管理者 中村知義、消防長 瀬

尾浩久、教育次長 石田勝夫、企画課長 久木正、総務課長 増田喜一、税

務課長 影山歩、住民課長 田口和、土木課長 今野茂美、都市計画課長 高

山睦男、人権推進課長 大塚健司、上下水道課長 鳥海博、消防次長 畑安

昭、消防総務課長 前田廣、消防総務課主幹 依田淳

開会 午前 9時00分

○戸張光枝委員長 皆様おはようございます。時間になりましたので、始めさせていただきますと思います。

皆様にお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の着用や、発言する際はマイクの向きやマイクに近づくなどのご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会いたします。

本日、本委員会の傍聴につきまして申出があった場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

暑さ寒さも彼岸までかもしれませんけれども、今日はちょっと寒くて、風が昨日から強く吹いているようでございます。風邪などひかないようにと思っております。

コロナの関係ですけれども、感染者数が随分減ってきたなという感じはあるんですけれども、でも我が町まだまだ、今日の新聞では38人という数字でした。1,887人という累積の数でありますけれども、実質的にはもう1,900人を超えています。昨日の夕方の分が入っていませんので、そういう意味では2,000人に近くなってしまうと思っておりますけれども、少しでも少なくと思っております。しっかりとした対応をやっていきたいと思っておりますところであり

ます。世界ではウクライナの関係で議員の皆さん方に議決をいただいて、本当に大変うれしく思っております。首長の関係についても、埼玉県町村会で、あるいは埼玉県市長会で抗議文の声明を出そうということで今進めているところでもあります。各地区でもそんな動きをしているということでありまして、世界情勢が大変なときでありますけれども、しっかりとした運営をしていきたいと思っておりますところでもあります。

さて、今日は総務建設産業常任委員会ということで開催をいただきまして、ありがとうございます。今回は議案数も多くて、全体で14議案になっているかと思っておりますけれども、しっかりとご審議を賜りたいと思っております。町制施行50年を経てさらなる50年に向けてスタートしていく年度でもございますので、皆さん方のご意見を賜りながら、しっかりとした町政運営に当たってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案14件であります。

これらを議題といたします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第3号議案 令和3年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）の所管事項について質疑を行います。

歳入については第1款から第10款までと、第14款、第15款、第17款から第21款までに分けて、また、歳出については款別に審査を行います。

それでは、7ページの第2表、繰越明許費補正及び8ページの第3表、地方債補正並びに11ページ、第1款の町税、第9款の地方特例交付金、第10款の地方交付税について質疑のある委員は挙手願います。

村山委員。

○村山正弘委員 11ページですけれども、地方交付税約3億円、2億9,800万円の補正ですけれども、この時期の補正というのはどういう状況なのか説明をお願いしたいと思います。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 交付税につきましては、今年度に限りまして、今回の補正ですけれども、国により普通交付税の再算定が行われました。それに伴いまして追加交付がございまして、その金額が2億9,824万1,000円ということで、補正をお願いしております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 その再算定というのは毎年行われるものなんですか、今回特例ですか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 今年度の特例ということでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 ありませんので、次に移ります。

第14款国庫支出金、11ページから12ページについて質疑のある委員は挙手願います。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

第15款県支出金、12ページから13ページについて質疑のある委員は挙手願います。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

第17款寄付金から第21款町債、13ページから14ページについて質疑のある委員は挙手願います。

村山委員。

○村山正弘委員 17款の一般寄付金について質疑させていただきます。

今回、トータルで1,750万1,000円ということで寄附金があったという内容ですけれども、質問としては、入ったのは1,750万円ですけれども、流出金というんですか、伊奈町から納税者がほかのところに寄附金が出ていった金額というのは、幾らぐらいになるかということを知りたいんですけれど。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時06分

再開 午前 9時07分

○戸張光枝委員長 休憩前を解いて会議を再開いたします。

企画課長。

○久木 正企画課長 令和3年度につきましては、これから申告等が出てくるので、去年、令和2年度の数値になりますけれども、町の寄附金の税額控除となっている金額が令和2年で6,517万1,000円でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 恐らく令和3年度もこういう形で、入ってくるけど、流出金というんですか、出ていくほうが多いというこの事業になっているんです。少し気になっている話なんですけれども、埼玉県トップが北本市で、北本市の金額が8億6,000万円入ってきたと。いろい

る3割の30%の返礼品と、それとこの北本市で流出金という形なんですけれども、そういうことが報道されているんですが、流出金を含めて5億6,000万円は費用等にかかったと、8億6,000万円のうちですね。3億円が収入になった。

この内容をよく読んでみますと、2017年にポータルサイトふるさとチョイスに登録したと。これによって一気に2017年は前年の3倍とか4倍になったそうですね。昨年2020年度、21年度はいわゆる首都圏それと大阪府、この2つの地域に2,000万円かけて新聞折込みしたそうです。その努力をして北本市は令和3年度もトップ、令和2年度もトップというような位置づけになっているそうなんです。

それまでは秩父市とかそういうところが埼玉県ではトップなんですけれども、何か工夫が必要かなというような感じがするんですよね。もう少しお話ししてから質問したいんですけども、北本市は、全国で紳士服のオーダーメイドのトップの英國屋というメーカーの縫製工場があるんだそうですね。それをふるさと納税の返礼品に挙げたと。そのほかにトマトカレーとか、あるいはクッキーとかそういうものが入っているということが報道されています。

そんな工夫があるんですけども、伊奈町にはふるさとチョイスというポータルサイトに登録するような努力はいかがでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 伊奈町におきましても、令和2年からふるさとチョイスに変更してございまして、ページビューが相当増えております。寄附金につきましても、令和元年に比べますと、令和元年分がおおよそ600万円、令和2年分が1,450万円ぐらいでした。今年度につきましても、返礼品の充実というところもございすけれども、最終的に1,750万円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 最低限行政としてぜひご努力願いたいのは、ふるさと寄附金を受けるのはありがたいとして、出ていくほうとのバランスで、出ていくほうが少ないほうがいいですね。入ってくるほうが多いのがいいと。これはもろに町税収入に引っかかってきますので、そこら辺の努力をぜひお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ほかに質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時13分

○戸張光枝委員長 休憩前を解いて会議を開きます。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

15ページの第1款議会費について、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

15ページから17ページまでの第2款総務費に移ります。ただし、第1項総務管理費の中の第12目人権推進費及び第13目伊奈中央会館費並びに第3項戸籍住民基本台帳費を除く総務費について、質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 まず、15ページの財産管理費の中にあります役場庁舎整備事業、今回土地履歴調査が不用額ということで、2,382万円の減額ということで補正がかかっています。

この減額について、一般財源で減額補正になっているんですが、考え方としてこの地方債、借入金を減らすというやり方も一方であるかと思うんですが、その辺はどのような判断があつて現預金を残すという方向になったのでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 役場庁舎整備事業の中の委託料ということで、土地履歴調査ですとか土壤汚染調査というところは委託料になりまして、もともとはこれ起債できる項目ではございません。起債でも見ていないですね。そういったところで、この起債が増えている部分につきましては、土地の購入が契約できましたので、整理した中で80万円増えているというような形になってございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 それでいきますと、起債を減らした今回浮いた一般財源を充てるという

ことは、不可能ではなかったとは思いますが、何かこの起債が特別有利な起債で、そっちをそのまま生かしていったというような形があったりするのでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 今回の起債につきましては、特に有利だということはございません。県貸付けを使っておりまして、一般的な起債になってございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 単純に行政的な判断で今回は一般財源を減額で、借入れはそのままという判断となったという感じですかね。

○戸張光枝委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 ちょっと説明させていただきます。

一般財源は、もともと予算の段階から一般財源で見ていたというもので、起債で予算を組んでいたものではないので、単純に一般財源で組んでいたものが、それがなくなったので一般財源がなくなったと。起債、確かに調整するということが可能だったんですけども、起債として見たときの整理の都合上、たまたま80万円が増額になったという。通常の起債どおりの、別の事業の関係の起債の関係で、少し動いたというところがございます。もともと庁舎の整備の委託料については、一般財源で見ていた部分でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 分かったような分からないようなんですが、ほかの項目で財源内容の変更というのは多分にやられているので、起債ということは利息が当然かかってくるということにもなってきますので、その辺の判断は明瞭に進めていただけるように今後お願いしたいと思います。

続いて、次の16ページの一番下、諸費のところでは県収入証紙の購入事業、これの財源としてその他特定財源というくくりつけになっているんですが、このその他特定財源というのはどういったものになるのでしょうか。そこを確認させてください。

○戸張光枝委員長 会計管理者。

○中村知義会計管理者 その他特定財源でございますけれども、県収入証紙をご購入いただいた代金です。売りさばき収入をこの財源として充てております。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 前年とか今より前に販売したお金で次を購入しているという形になるん

ですか。そうすると、最初は何かしらあったということですよ、財源が。そういうわけではないんですか。

売上代金を購入費に充てるというためには、最初に元になる仕入れがどこかにないと、始まらないルーチンになってくるかと思うんですけど。

○戸張光枝委員長 会計管理者。

○中村知義会計管理者 買うのは一旦支出で買います。つまり町で一旦立て替えて買って、それをお客様に買っていただいて、そのお金を後で特定財源として充てるというような仕組みになっております。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 分かりました、ありがとうございます。

17ページの基金積立金なんですが、議案説明のときに3月末時点の予定残高ご報告いただいたんですが、メモ取り切らなくて、申し訳ないんですが、いま一度この3基金の予定積立残高を教えてください。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 今回補正をお願いしております第3号議案の補正時点の、令和3年度末の残高になりますけれども、財政調整基金の積立てが9億3,940万1,000円でございます。それから、減債基金の積立てが2億2,565万8,000円でございます。最後に公共施設整備基金の積立てが14億505万5,000円でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 項目として同じようなところですが、15ページの新庁舎整備事前調査委託料がマイナス補正になっているわけですが、2,382万円のマイナス補正になっていますが、どのような事業が要らなくなったのかということをもっと質問させてください。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 今年度新庁舎の建設に当たりまして、諸調査の予算を頂戴して、そのうち土地履歴調査、土壌汚染調査の予算が約2,300万円ほどなんですけれども、これが段階的に進めるものでございまして、土壌汚染を調べる段階は、レベルが4段階まであるん

ですが、そこまでやるとすると二千数百万円かかるものです。

県の担当とまず打合せをしまして、進めております。2点あるんですけども、1点目は、委託料を執行するときは財政サイドから、よく精査して進めなさいと指示を受けておりますので、町の担当と県の中央環境管理事務所と打合せをしまして、書類の提出で、第一段階は済むという手続になりますので、その書類を担当者が何とか足で集めまして、業者に委託しないで集めまして、届出いたしました。

2点目は、埼玉県中央環境管理事務所でその資料を確認したところ、この役場の敷地に過去50年前に遡りまして、例えば化学工場があったとかそういったはなかったというのが、書類あるいは航空写真、そういったもので確認できたというところで、最初に申しあげました4段階までの土壤汚染の調査は、今回はまず要らないということで指示がございましたので、一番悪い状況でのことを想定して予算を頂戴しましたけれども、第一段階の調査で大丈夫ですというような回答をいただきましたので、今回予算の減額させていただきました。

しかしながら、この後庁舎の設計が大体決まりまして、どのくらい土を搬出するか、そういったものが決まったときに、再度協議をしてくださいという指示を受けております。というのは、例えば土砂等を今後搬出する際に、その土の受入れ先で土壤汚染の調査の結果を確認しないと、受け入れられないというような事例があったというようなことがありますので、そういったことも今後想定されますので、設計ができた際には、再度埼玉県の中央環境管理事務所と打合せをしてほしいというような指示を受けております。今回頂いた予算につきましては、そういった経緯がありまして、執行しなくて済んだというところで、今回減額をお願いさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 関連してですが、町の財政というのは1年ごとに精算していくわけですから、ここでマイナス補正されましたけれども、今課長のご説明で、この2,300万円相当のものが令和4年度、5年度に新たに発生する可能性もあるということでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 あるかないかといえば、ある可能性があります。しかしながら、事前の第一段階の調査で、ここにそういう重篤な土壤汚染をするような施設がなかったということは確認できておりますので、もう少し詳しい調査はしなければいけないかもしれませんが、2,000万円とかという予算をかけるほどの土壤汚染は考えられない用地でございますので、

そこまでの経費はかからないのかなと思っております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 この件については了解です。

これも副委員長とダブるところもあるかと思えますけれど、17ページですか、先ほどの基金積立金のところですが、結構な6億円というお金がここに積み立てることができてよかったと思っています。

ここで質問というのは、減債基金、令和2年度末の決算を見ますと、減債基金は123万2,000円の残高ということになっています。ここで減債基金積み立てまして、2億2,565万6,000円という大きな数字になってきたんですけれども、減債基金の運用というのはどういう形ですものなんでしょうか。減債基金、年度の中で出入りするものでしょうかという質問。参考のために、令和2年度はこの百何万円が動かなかったというような形で理解しているんですけども。

要点を得なかったかもしれないけど、減債基金はどう使うんですかという質問です。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 減債基金の目的になりますけれども、地方債、そういったところの償還に使っていくような基金になってございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 地方債の償還とかそういう、それはまた別ではないんですか。公債費で見るとではないんですか。だから減債基金というのは、いわゆる地方債等を減債する評価で使うのかなという感じではあるんですけど、どうなんですか。何かここははっきりしないんですよ。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 歳入に若干話戻させていただきますけれども、今回減債基金に2億2,442万4,000円を積み立てさせていただいているんですけども、それというのは先ほどの今年度限りの普通交付税の再算定が行われて、国から2億9,824万1,000円が追加交付されましたが、そのうちの2億2,442万4,000円を減債基金に積み立てることになってございます。

これというのも、国から令和3年度内に減債のための基金に積立てを行うことなど、将来の公債費負担に備えられたいということで国からありましたので、今回減債基金に積み立てると。これが将来その辺の公債費に充てていくということで予定してございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 2年、3年という形で見えていくと、大きな金額になってきたかなと思っ
ているんですけども、上限なく積めるのであれば積んでおけばいいような感じがするんですけれ
ども、上限というのはあるんですか、こういう積み立てる基準の。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 特に上限等はございません。今後状況を見ながら、公債費等の負担に充
てていきたいと考えてございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 基金積立関係で、あと2点ほど質問させていただきます。

1点は、財政調整基金9億3,900万円になりますよと。それで令和4年度の予算で、約3
億円が一般会計に繰り入れて、一時立替えというような形で6億何千万円となるんですが、
財政調整基金、町長が就任されたときに4億円ぐらいで問題だよということがあって、その
一言がすごく反映されてどんどん増えてきたんですけれども。

あるときは10億円以上欲しいんだとか、あるときは一般会計の6%ぐらい欲しいんだとか、
いろいろこういうところで答弁いただいているんですが、財政調整基金は大体どこら辺まで
持っていったら、多ければ多いほどいいと思うんですけれども、そこら辺の目安等があれば
質問させていただきます。

それともう1点は、庁舎積立金14億円になってきますけれども、これでクリーンセンター
の今回の20億円とか言われる、町負担で9億円とか言われる、そこら辺の回収に運用できる
ものでしょうかと、その2点をお願いいたします。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 まず、財政調整基金の関係でございましてけれども、一般的に標準財政規
模の1割程度ということで言われてございます。町の標準財政規模が、今現状およそ85億円
程度ですので、その10%、1割がまずは目安になるのかなと考えてございます。あまり積立
てを多くしても、住民サービスの低下を招く可能性とか、そういったいろいろ懸念も出てき
ておりますので、まずはその標準財政規模の10%というところを目安と考えてございます。

それから、公共施設整備基金、クリーンセンターにというところでございますが、クリー
ンセンターも公共施設でございますので、使えなくはないですけれども、今現状この先新庁
舎整備ですとか、そのまた先には上尾市との広域ごみ処理施設がございまして、そちらに

充てていきたいと現状考えてございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 15ページの公用車費用で減額が580万円ですか、この減額になった理由をお尋ねいたします。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 公用バスの関係ですけれども、当初予算では66件の視察等が各課からあると、令和3年度予定が出てきましたので、660万円の予算を計上させていただきました。しかしながら、感染症関係で見直しがありまして、令和3年12月末までなんですけれども、実際に実施されたのは6件で、支出済みが48万7,000円でございます。その時点で今後の予定を各課に確認したところ、2件ほどあるかもしれないということで、30万円はちょっと予備として残させていただきましたけれども、中止が58件になりますので、今回約580万円の減額をさせていただいたところでございます。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 分かりました。多分そのような形かなと思いましたが、確認のため、ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時35分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

23ページの第5款農林水産業費について、質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

23ページから24ページの第6款商工費について、質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がございませんので、次に移ります。

24ページから25ページまでの第7款土木費について、質疑はございませんか。

質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

25ページから26ページまでの第8款消防費について、質疑はございませんか。

[「ちょっとお待ちください」と言う人あり]

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時37分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開します。

村山委員。

○村山正弘委員 25ページの一番下ですけれども、常備消防費で財源変更が240万円なされているんですが、町債から一般財源に移っていますけれども、この状況についてご説明をお願いしたいと思うんですが。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 消防の関係でございますけれども、もともと当初予算で今回の消防通信指令の関係、起債も見て計上してあったものですけれども、その負担金の額が確定しまして整理をしたところ、起債が減って、一般財源が財源内訳の変更になったというところでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 これの財源変更というのは、町債を起ささなくても一般会計で補填できたという解釈でいいんですか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 そのとおりでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

29ページの第10款公債費及び30ページから39ページまでの給与費明細書並びに40ページの
地方債調書について、質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第3号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第3号議案 令和3年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）のうち所管事項について、原
案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第3号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定いたし
ました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時40分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、第5号議案 令和3年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 6ページ、7ページにわたっての水道事業から借入金1億2,000万円、そして今回その借入金の返済が9,137万8,000円、その差額は水道会計からの借入金として残っているのでしょうか、3,000万円ぐらいは。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 水道会計からの借入金の関係なんですけど、今年度水道会計から1億2,000万円お借りしまして、今年度予定していた精算金が思ったより多く収入されたことから、今年度全額償還させていただきます。その1億2,000万円全額償還するために、1億2,000万円と、当初予定していた2,862万2,000円の差額の9,137万8,000円を増額お願いしたところでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 私もここら辺よく分からなくて、この1億2,000万円に歳出がなるのかと思って、6ページの第22節を計算してみたら、目で見ても分かるんですけど、なかなか1億2,000万円にならないので、その差額というのはどうなんだろうかと、分かりやすく説明してもらえたらと思ったんです。

6ページに1億2,000万円というのがあります。水道からの借入金が1億2,000万円あって、歳出の7ページに22節で利子および償還金で9,134万4,000円というのがあります。1億2,000万円にならないので、この差額は残っているのかなと思ったんですけど、残っていないと解釈するんですか、これで。数字的にどこかで合うんですか、ここは。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 当初予算で、水道会計に償還する金額2,862万2,000円を持っていたんですけど、もともとその金額を返す予定だったんですけど。実際には精算金を多く収入できたことから、今回の補正の9,137万8,000円、これをプラスすると1億2,000万円になります。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 ということは、何かこの表からは読み取れないけれども、1億2,000万円はゼロになったという解釈でいいですか。

これに関連して、私も6期やってきて、特別会計間同士での貸し借りというのが初めて今回、この窮地で初めてあったかと思うんですけれども、特に企業会計ですね、水道会計というのは。それから特別会計への貸し借りというのがあったんですけど、これは一般会計でもあり得るんですか、窮地のときはどうなんですか。一般会計が窮地だから、取りあえず水道会計から保留金から借りようとか、そういうことはあり得るんですか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 水道会計からの借入れというところでございますけれども、できなくはないというところでございますけれども、今現状、そういったところはやる予定とか、そういったことは考えてございません。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 こちら辺、はっきり頭の中へ入れておきたいんですけれども、水道会計の保留金というのが13億円ぐらいあるのかな、今。その中の運用するような形で、企業会計から特別会計へ貸し借りがあったと。

だから、一般会計から特別会計に出すのは繰出金、戻せば繰入金で、それで処理ですけども、貸借勘定がここに残るわけですよ。企業会計から特別会計へ行くというケースで。あるいは企業会計から一般会計へ行っても、貸借関係は残っていくと思うんですよ。

水道会計が一番可能性あるんで、水道会計の保留金から一般会計に例えば5億円貸しだよといったら、これ貸借関係で返さなきゃいけないという、そういう。一般会計から特別会計へ行くのは貸し借りがありませんよ、繰出し、繰入れについては。

だから、こちら辺の考え方だけ聞いておきたいんですけれども、将来下水道会計ももうかったら、特別会計に貸したりなんかすることも可能なのかなというような、広範に考えれば企業会計から特別会計に、あるいは一般会計に貸し借りをすることはできるけどやらない、やらないけどできるんだよというような解釈でいいんですか。

意味分かりますか。水道という企業会計から今回、町の中部特定土地区画整理事業特別会計にお金を借りたわけですよ。そういうことが、ほかの特別会計にも貸し借りは、特別会計とか一般会計にもあり得るんですかという質問です。可能性としてあるのかと。何か話し方がうまくいかないな。

言っている意味は一般会計から特別会計に出すものは繰出金、特別会計から戻されるのは繰入金として、そこに貸借関係というのはないですよ。貸借関係、いわゆる借入れが幾らでということはないですよ。企業会計から今回特別会計にやったときに、貸借関係が

生まれたわけですよ、帳簿上の。水道は水道で、中部特定土地の特別会計に例えば1億2,000万円貸していますよ、特別会計は1億2,000万円借りていますよということで、返済とか償還とかそういうものが生じるんですけども、そういうことはほかの会計にもあり得るんですかという、そういうことが可能なんですかと。

もう少し加えれば、私6期やってきたんだけど、今回のようなケースで、水道会計から特別会計に貸し借り関係が生まれたというのは、初めて経験しているような気がするんです。今後そういうことがあればやりやすいから、確認させていただきたいと。

○戸張光枝委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 今のご質問というのは、特別会計から一般会計を含むほかの会計に貸出しができるのかどうかというような。

○村山正弘委員 企業会計からね。

○藤倉修一企画総務統括監 企業会計からの貸出しができるのかというお話かと思えますけれども、企業会計側の資金の運用の部分が、それを毀損することがないということであれば、貸出しが可能になるとは思いますが、現状一般会計でそのような借入れを考えてございませんし、基本今後そのような形での借入れを現状では考えていないというのがお答えになるかなと考えております。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 しかし、今回あったわけでしょう。企業会計から。

[発言する人あり]

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時57分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

村山委員。

○村山正弘委員 いろいろ質問しましたけども、企業会計から特別会計等への資金の貸し借りについては、やることは可能であるけど、好ましくないからやらないんだと、そういう解釈をいたしますけども、それでよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画総務統括監。

○藤倉修一企画総務統括監 そのとおりでございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第5号議案 令和3年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第5号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第8号議案 令和3年度伊奈町水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 なかなか企業会計の予算書とかそういうの、見方が分からなくてなんですけれども、よく私が理解できないんですが、質問させていただきたいのは、消費税資本的収支調整額の残高は幾らでしょうか。建設改良積立金の現在高は幾らでしょうか。減債積立金の現在高は幾らでしょうか。過年度分損益勘定留保資金の補正後の残高は幾らになるのでしょうか。この4点についてお願いいたします。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 ご質問の消費税資本的調整額や過年度分損益勘定留保資金は、補正後はゼロになります。申し訳ございません。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 申し訳ありませんでした。第3条の当年度分消費税資本的収支調整額は、補正後はゼロです。建設改良積立金につきましても、補正後はゼロです。減債積立金につきましても、補正後はゼロです。過年度分損益勘定留保資金につきましては、令和2年度末になりますが、15億1,634万6,862円となります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そこには、先ほどテーマだった中部特定土地区画整理事業から返してもらったお金も入っているということですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 留保資金の中にはこれは入っておりません。令和3年度決算において資金不足額が減少します。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 はい、理解しました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第8号議案 令和3年度伊奈町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第8号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案 令和3年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 3ページの営業費用のところですね。ここで流域下水道管理費がマイナス1,430万円、委託料が770万円という記載があります。どういう状況かご説明をお願いしたいと思います。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 流域下水道管理費につきましては、当初では約410万立方メートルを見込んでおりましたが、今年の夏場頃から南地区の使用量が減ってきたこと、今年は台風等、大雨等がなかったことから、不明水等の流入がなく、その分が減額となったものでございます。

委託料につきましては、今年度、伊奈町下水道総合地震対策計画を策定いたしましたが、入札により額の確定がいたしましたので、減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 流域という名前から、中川流域に関係あるんですか、最終的に。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 中川流域に流させていただいている立米当たり40円の単価でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第9号議案 令和3年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

ただいまより休憩をとりたいと思います。

10時15分まで、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時13分

○戸張光枝委員長 皆様おそろいですので、休憩を解いて会議を開きます。

次に、第17号議案 伊奈町個人情報保護条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 今回、個人情報保護法に統一されるということで、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止となるわけなんです。それによって、これまでと変わる取扱いというのが出てくるのかどうか。例えば情報の種類であるとか収集、保管、提供、それから廃棄、そういったところにこれまでと違う取扱いが出てくるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 今お話しいただきましたとおり、個人情報保護制度につきましては一本

化されます。大きく変わる点はというところがございますけれども、変わらない点といたしまして、職員が住民の方の個人情報につきましては、引き続きこれまでどおり適正に取り扱っていく点と、住民の方がご自身の個人情報を確認したいときに、個人情報の開示請求権というのがあるんですけれども、これにつきましても、特に手続的には大きく変わらないかと思っております。

詳細は、令和5年4月1日条例改正の施行後となりますので、令和4年度に詳細を詰めてまいりますけれども、その辺は変わらないと思います。委員ご指摘のとおり、今回デジタル法案の関係で制度が統一されるんですけれども、今後は個人情報の利活用がこれまでとは全く違う形で進むと思っております。

例えば、新たな法律では、匿名加工情報といいまして、個人が分からないようにした上で、例えばその方がどういったものを買っているとか、いろんな個人情報を統計的に処理して、パーソナルデータをビッグデータとして処理することで、新たな産業の創出ですとかマーケティングに活用しようとかということを見据えての、国は法改正をしておりますので、将来的には行政機関におきましても、住民ニーズを把握する際にそういったビッグデータを活用するとか、そういったデータを基に新たな施策を打ち出すとか、そういったふうに変っていくのかなとは思いますが、まずは総務課といたしましては、法律が改正になりますので、町の個人情報保護条例をしっかりと整備をして、これまでどおり住民の方々の個人情報を適正に扱うように努めてまいりたいと考えております。

加えて、職員がその情報を扱いますので、新たな制度について、職員にも周知徹底を努めてまいりますと考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 先ほど出ましたビッグデータの保有とか、一般住民からすると少し不安に感じる部分もありますので、ぜひ制度を、国から下りてくるものを研究していただいて、制度設計を十分にしていきながら進めていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第17号議案 伊奈町個人情報保護条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第17号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第18号議案 伊奈町職員のサービスの宣誓に関する条例及び伊奈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第18号議案 伊奈町職員のサービスの宣誓に関する条例及び伊奈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第18号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第19号議案 伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 この条例の改正の中の中段の辺りの解釈の確認をしたいんですが、第14条のところのただし書の追加になるところですね。休暇の残日数、これでいきますと、最後の1回といいますか、最後に全部使い切ろうとするときには、1時間未満の端数、例えば分単位で全て使用することができるようになりますよという解釈でよろしいのでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 はい、そのとおりでございます。役所では1日は7時間45分で見えておりますので、1時間単位で使用していきますと、最後45分残ってしまいますので、今お話いただきましたとおり、最後は45分取得することができるということでございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 以上です。ありがとうございました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第19号議案 伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第19号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第20号議案 伊奈町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 議案1枚目の一番下のところになるんですが、第26条で勤務環境の整備に関する措置ということで、任命権者に対する義務規定になるんですが、これら3つ、今現在どういった状況にあるのか、また今後の予定を教えてくださいのと、あと1つ目の職員に対する育児休業に係る研修というのは全職員対象になるのか、例えばその頻度はどういったものになるのか教えてください。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 育児休業の関係でございますけれども、まず現状なんですけど、育休の制度は非常に複雑でございます。それを取得する職員の家庭環境と申しますか、子育ての環境もそれぞれでいろんな環境があると認識しておりますので、総務課といたしましては現在資料を作成して、個別に相談があったときに、その資料に基づいて、職員のこういう子育てをしたいという情報を伺いながら、個別に説明しているのが現状でございます。

今後につきましては、今お話がありましたけれども、複雑な制度でございますので、より分かりやすく、資料を見やすくするとか、適宜、改正があった際は職員にグループウェア等で周知してまいりたいと思っております。

また、研修につきましては、職員採用にときに、サービス規程の中でこういった制度がありますというのは説明しております。また、人づくり広域連合の研修メニューの中でも、育休復帰の際の研修とか、そういったものも実施しておるところでございます。なかなか規模が小さい町でございますので、何十人も育休を取る方がいるわけではないんですけれども、周りの職員の理解というのも非常に重要だと思っておりますので、機会を捉えて研修、もしくはグループウェア等で周知する等々、育休制度の周知を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第20号議案 伊奈町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第20号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第21号議案 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第21号議案 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第21号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第22号議案 町長及び副町長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第22号議案 町長及び副町長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第22号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第23号議案 伊奈町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 次のページの参考資料で、対比表で見ていただくのがいいのか分からないんですけども、その前がいいのかな。「第17条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の120」に」というのがあるんですが、改正前の文章で大変申し訳ないんですが、第17条の4の、次のページですね、第3項に、前項中100分の130とあるのはとあるんですが、前項中に出てくるのは100分の127.5という文言なんですけれども、これは何か誤植とか、そういったことではないんでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 その部分につきましては、大変申し訳ないですけども、令和2年度の人事院勧告に伴う給与改定があったときの改正漏れでございます。大変申し訳ございません。

令和2年度には、職員のボーナスが0.05月下がりしましたので、新旧対照表の第17条の4の第2項に今回改正を、127.5のところを130でしたので、127.5に改正しておりまして、一般職の給与の率は改定したんですけども、令和2年度は再任用職員のボーナスの支給率の改定はございませんでしたので、ここの次の、本当に委員ご指摘のとおり第3項の130のここ

ろ、ここは再任用職員の支給率を規定しているんですけれども、この130を本来であれば127.5に改正すべきところの改正が漏れていたというのが原因でございます。本来であれば委員ご指摘のとおり、第3項の100分の130のところは100分の127.5とあるべきなんですけれども、そこが前回の改正で漏れておりましたので、そこも含めて改正を今回させていただいたところでございます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

大野委員。

○大野興一委員 今回の人事院勧告に基づいて改定をするということでもありますけれども、官民の差というのがそんなに多くない額でありますので、今回のコロナの対応とかを考えていきますと、国家公務員よりも地方自治体は非常に活躍したというか、仕事をしたなという感じをいたします。そういうことを考えると、このぐらいの差であったならば改定、人事院勧告をそのまま地方に当てはめるといことはいかがなものかなという感じがするわけですが、これは予算全体に関わることで、職員のそういう状況を考えると給与改定をしないでそのままやることができるか、見解をいただきたいと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 本当に委員ご指摘のとおり、職員は令和3年もコロナ禍の中でいろいろな施策に取り組んで、本当に汗を流したと思っております。しかしながら、総務課といたしましては、地方公務員法第14条に情勢適応の原則というのがありまして、人事院勧告につきましては、その措置については適切に受け止めて対応するというのが、この地方公務員法の趣旨でもございますので、本当に温かい言葉をいただきましたけれども、国に倣いまして、今回やむを得ず給与改定ということで、少しボーナスの率を下げさせていただいたところがございますので、申し訳ございません、よろしく願いいたします。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 担当課ではお答えにくいと思いますので、やはりこのあたりは町の長である町長から、この改定がいいかどうかというあたりの見解をお願いいたします。

○戸張光枝委員長 大島町長。

○大島 清町長 大野委員の大変、本当に温かいお言葉をいただいて、大変うれしく思っているところでもあります。

ただ、議員を初め、誰もが一生懸命、このコロナについては一生懸命闘っていただいていると思っております。町民の皆さん方も全く同じ立場で、同じ目線でやっていただいているということもございますので、国の指示ということになってしまいますけれども、本来ですと、日本の従業員の給料は上がってなくて、本当にかわいそうな部分というのがあります。何年も、初任給にしる何にしる上がっていないということがございますので、本来ですと全員がボトムアップできれば本当はうれしい限りでもあるんですけども、ここのところ、ただ企業においては、随分初任給を上げたところもあり、これから少しそういう部分では、日本の所得金額がもう少し上がればいいなと思っておりますし、企業が上がらないと、なかなか役場が人事院勧告によってプラスアルファするということは非常に難しい部分でもございますので、役場だけ上げるというのはなかなか難しいと思います。そういう意味では、社会全般がそういう状況になれば、役場としてもしっかりと給料体系の中で職員にはしっかりやりてもらうと、これが一番いいかなと思っております。

お言葉をいただきましたことをうれしく思っておりますし、これからそういう方向に向けてやっていければいいと思っております。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 やはり職員の士気という問題もありますので、そういう方向に来年度行くように、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第23号議案 伊奈町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立多数です。

よって、第23号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、第26号議案 伊奈消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 今回、消防団員の条例改正ということで出ていて、今までよりも、水、火災、その他の災害というのを災害というひとくくりにして、団の費用弁償とかそういうのが出ているんですけれども、質問の1点目は、第8条関係の費用弁償の改正は、上尾市との広域が目の前に迫っていますが、合致していますかという質問です。

それと2点目は、2ページ開いていただきたいんですけれども、2ページのいわゆる災害の場合の費用弁償の新しい形で、この備考が気になるんです。「災害出動が引き続き2日にわたるときは、1日とみなす。」という、これの解釈、2日でもいいんじゃないか、3日になったら3日でもいいんじゃないかと思うんですけれども、2日にわたるときは、じゃ、3日はどうなるか、4日はどうなるかという点で、そこら辺の解釈の仕方をお願いいたします。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 まず1点目、上尾市と合致しているのかというところですが、消防の広域化を果たしたときに、それぞれの市町で消防団というのは運営していくということになりますので、違いが出てきても、そこはいいのかなと考えております。

2点目の「2日にわたるときは、1日とみなす。」というところですが、これは例

例えば、本日の23時に災害が発生して、24時をまたいで明朝の6時まで災害が続いたとすると、そこを1回とカウントいたします。合計7時間になるんですけれども、そこは4時間以上が8,000円ということですので、8,000円を支給するという考えでおります。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 その点は理解するんですけれども、今までも何度か普通の家の火災で、消防本部が引き上げた後、消防団が火回りをしているというようなケースを何度も見ているんですけれども、この費用弁償のことかなと思うんですが、今度は災害と捉えて、地震とか水害で長時間に及んだ場合はどうなるのかなって。例えば3日間に及ぶということもあるかもしれないかなと思って質問したんです。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 日にちを、例えば3日間という継続的な活動になった場合は、1日単位、1日、1日ごとに区切って管理し、支給額を出すということを考えております。災害が大規模化して、長時間になる活動になりますと、団員の負担というのも大変大きなものになってくるものですから、そこはしっかりと管理をして、8時間以上活動することのないように、これはしっかりと管理をしていくということで進めていきたいと考えております。

○村山正弘委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ほかに質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第26号議案 伊奈消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第26号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、第27号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第27号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第27号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第28号議案 町道路線の認定について質疑を行います。
質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第28号議案 町道路線の認定について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第28号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩といたします。

ここで、陳情に関する部署以外の執行部は退席をお願い申し上げます。

11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時58分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

続いて、陳情受付第1号 ジェンダーに配慮した伊奈町印鑑条例および伊奈町印鑑条例施行規則などについての陳情書を議題といたします。

本日、議会基本条例第4条4項の規定に基づき、陳情者の出席を要請いたしましたが、今回出席しないということでした。

本陳情について、委員各位のご意見をお伺いする前に、執行部に確認したい事項がある方がいらっしゃいましたらお願いします。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 今回寄せられています陳情は3点あるわけなんですけど、そのうちの3点目は、ジェンダーに配慮した取組をとということで、既存の記載をしなくてもいいということ

をしっかり周知してくださいということなので理解がある程度できるんですが、この1つ目と2つ目については、理由としてはジェンダーに配慮してとなっているんですが、内容として、条例、規則の改廃と、あと印鑑登録証明書の表示を変えるようにという陳情になっていまして、町民全員に影響が出てくることなので、慎重に考えていきたいと思っております。

執行部の方にお伺いしたいのが、陳情趣旨で、いろいろ総務省からの通知を根拠とされていたりするんですが、この総務省から出ている2つの通知ですね、これがこの陳情の趣旨の内容の根拠になるように合致している通知なのかどうか、認識の違いとか解釈の違いがあったりはしないのかをまず1点目、お伺いしたいと思います。お願いします。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○田口 和住民課長 国からの通知に対する陳情文書との整合性かと思いますが、国から示されている通知、総行住第199号と第198号で199号が印鑑登録証明について、198号が住民票記載事項証明でございますけれども、こちらの通知につきましては、性同一性障害、性的指向、性自認に配慮した対応についての通知でございます。陳情の趣旨と整合性があると考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 この文書の中に、差し支えないという回答となっているということなんですが、これは決して国から勧奨や要請が出ているのではなくて、そうしても技術的には差し支えはないですよというような読み方でよろしいのでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○田口 和住民課長 委員ご指摘のとおりでございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 あと1点お願いします。

こういった問題は町でも常々研究されたりしていることかと思えます。これまでに、何かこれについて既に検討を進めているとか、対応を実はある程度進めているとかというようなことはあるのでしょうか。まだ真っさらなんでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○田口 和住民課長 令和2年度より行政文書におけます性別記載の見直しの町の取組の中で、印鑑登録証明書の性別欄を削除することについて取り上げさせていただいて検討はしました。ただし、町の見直し方針としまして、まず早急にできるもの、そういったところから取組

んでいこうということがございまして、今回の印鑑登録証明につきましては、様式の変更に
関しては、システム改修が必要になってくることから、すぐに対応することができていない
状況となっております。

また、印鑑登録証明につきましては、令和7年度中に全国的に予定されている自治体シス
テムの標準化で、書式の見直しがございます。こういった問題ありますが、なるべく早いう
ちに関係課とも協議しながら対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 では、十分考えてはいて、予定はしているけれども、今は時期を見てい
る状態にあるということよろしいですか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○田口 和住民課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。私からは以上です。

○戸張光枝委員長 このほか、ご質問ある方。

大野委員。

○大野興一委員 陳情者が来られない理由は何でしょうか。

○戸張光枝委員長 事務局長。

○嘉無木 栄事務局長 陳情者につきましては、お仕事をされているということで、今日は仕
事の都合でどうしても来られないということで、そういったお答えがございました。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 一応、代表の方なので、そのほかの方もいらっしゃるのだと思いますが、そ
の辺の熱意の具合はどうなんでしょうか。

○戸張光枝委員長 事務局長。

○嘉無木 栄事務局長 一応、団体を名乗っていらっしゃいますけれども、果たしてその団体
が何人いらっしゃるかというのは、こちらでは把握はできておりません。インターネット等
で調べても、そういった団体は出てこないというような状況でございます。

ただ、熱意といたしましては、昨日、お休みだったということで、ご本人が文教民生常任
委員会だったんですけれども、傍聴はできないか、議会の様子を傍聴できないかとの申出が
ございました。こういったコロナ禍でございますので、委員会の傍聴はお断りしております
ということで丁重にお断りをさせていただいて、お帰りいただいたという状況でございます。

この方につきましては、2年ぐらいまえだったかと思えますけれども、選挙公報の配布についてということで、やはり陳情された方でございます、政治とか、そういったところにはかなり関心があるのではないかなと推測するところでございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかにいらっしゃいますでしょうか。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 印鑑証明となると、かなり重要な書類だと思うんですね。例えば相続、あとは連帯保証人、不動産売買、自動車購入など、本人を確認するものとしてとても重要な書類だと思うんです。もちろんジェンダーの方に配慮するというのは、これはもう当然のことなんですけれども、ジェンダーの方に限らず、障害のある方や高齢の方など配慮の必要の方がたくさんおられまして、また、今、高齢化社会ということで、独居のお年寄りとか、また障害のある独居の、そんなにお年を召されていない方もいらっしゃると思うんですね。そういう方たちを守るためというか、住民の財産を守っていくことはとても大事なことで、こういう重要な書類を簡素化していくということへの懸念というか、そういったものはどうお考えでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○田口 和住民課長 印鑑登録証明書が不動産の登記、自動車の新規登録、公正証書の作成等法令の規定に基づき提出を義務づけられているものとか、金融機関からの借入れ手続、生命保険の受取手続などに広く利用されているところで、住民の権利、義務の発生変更に伴う行為、財産に影響を及ぼす重大な行政証明であることに鑑み、慎重に対応すべきだと考えております。

そのようなこともございまして、今までは条例規則の改正はしていないところではございますが、さいたま市等で、国からの通知により削除しているところもございますので、そういったことも検討しつつ、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 地方分権において、地方公共団体が処理する自治事務については、住民の財産が、今おっしゃっていただきましたけれども、守られることを前提としながら、そして改善及び簡素化については、最悪、犯罪に使われるというリスクを念頭に置きながら、慎重

に進めていくことが重要だと思います。また、法の整備等とも照らし合わせながら検討をしていくほうがいいのかと思いますので、よろしくお願いします。

○戸張光枝委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 この話で、いろいろ世間では、いろいろな書類関係で、行政はかなりチェックとか、書類を簡素化してほしいとか要望もあるかと思うんです。建築だとか土木でも、ある程度は。多少なりとも簡素化は、分かるところは理解していきますけれども、この件に関して、また仮にシステム変更だと、費用対効果というか、費用がすごくかかるのではないかなど。それで、令和7年にシステム変更で、令和7年に皆さんが全国的にやってもらうという形で進めている自治体も数か所あるかもしれませんが、その検討はしているけれども、進まない理由に対して、例えばマイナンバーカードも国としてはやっていますが、例えば37%だとか、なかなか進まない。それには何か自治体でもあるのではないかなと思うんですね。国で本当に一斉にやれと言え、もう国会で決まったんだったらやらなくてはならないけれども、お知らせというか、指導というか、そんな形で取組とか調べてはいると思うんですけれども、何か執行部で、その進まない理由の関係だとか、すぐやらなくても、将来的にはやらなくてはならないとか、それを検討していて進めているのは分かると思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○田口 和住民課長 町としましては、ジェンダーに配慮した取組として前向きに実現していくことが必要だと考えております。ただ、先ほども申し上げたとおりシステム改修とか、そういうこともございますので、今後、慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 国の指示だからあれですけれども、本当に慎重に考えていかないと大変なことになるというか、そういうところもよく考えて、時間もかけて進めてもらえれば。また、早めにやると費用もかかるというのも一つあるかなと思います。

先ほど質問したんですけれども、ほかの自治体で進んでいないのは、取り入れて検討しているのは事実かもしれませんが、進んでいないというのが、何かこんなことですか、もし分かったら、分からなければいいですけれども、その辺、1点お願いします。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○田口 和住民課長 こういった問題でございますので、慎重に進めていかなきゃいけないと
思っております。

それと、先ほども申し上げたとおり、できるところから進めている状況でございますので、
ご理解いただければと存じます。

以上です。

○佐藤弘一委員 了解しました。

○戸張光枝委員長 よろしいでしょうか。

○佐藤弘一委員 なかなかその辺が微妙で、ほかの自治体のことが、質問に答えられないとい
うことだと思うんですね。だから、一つの例を挙げたらば、マイナンバーカードではない
ですけども、この進まない理由というのはやはりみんな住民が考えて、本当に慎重派がい
るから、でも、それでも推し進めて少しずつパーセントは上がっていますから、この辺は自
治体お任せの今の状態と思いますから、その辺は理解はします、取りあえず。

○戸張光枝委員長 質問はよろしいですか。

○佐藤弘一委員 はい、いいです。

○戸張光枝委員長 ほかに。

村山委員。

○村山正弘委員 2点ほどお願いしたいんですけども、1点目は、こういう考え方はよくな
いかもしれないんですけども、この近隣の市町村、自治体で、ここら辺の問題の取扱い、
実際にどんなになっているのかなということで、陳情とか請願とか、そういう実態があつて
変えていくとか、そんなような状況があるかどうか、執行部で把握している点があればお願
いしたいと思います。

もう一点は、今回、陳情書に書式まで全部案が出ていますよね、書式まで。この書式は、
改正前の書式は住民課の書式なんでしょうか。それで、この書式の改正案について問題があ
るものはあるでしょうかという。特に書式の最後のページを見てみますと、性別をカットし
て、といっても、私がこう見て、性別をカットと言いながらも、改正案のところ、いわゆ
る性別記入欄が表の中にあるんですけども、そういう点で、そんなことで、こういう表が
具体化していった問題あるのかどうかというような点で、どうでしょうか。

○戸張光枝委員長 事務局長。

○嘉無木 栄事務局長 1点目のこのような陳情等が近隣ではどうかというようなお話でござ
いますけれども、今回の陳情者につきましては伊奈町の方で、伊奈町のこういった取組に対

して関心を持たれている方と認識しておりますので、この方がほかの近隣のところに出しているとは考えてはございません。

ただ、こういった類いの陳情、あるいは請願、この間もジェンダーの関係の請願があったかと思えます、LGBTでしたか。そういったことで請願、あるいは陳情をして、その中の細かいところで、こういった様式を変更してくれとかというのは近隣でも多々あるのではないかなと、想像はしているところでございます。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○田口 和住民課長 近隣の状況でございますけれども、さいたま市、上尾市、鴻巣市の印鑑登録証明書につきましては、性別欄が削除されております。それから、桶川市、北本市は伊奈町と同様、性別欄の削除をしておりません。

それと、2点目の書式の関係でございますけれども、これをすぐ法規担当と精査をするという、そういう段階ではございませんので、これから法規担当とも審査しなければいけないと思えます。ただし、性別とか、そういったものは記載が省略できますよと表示していくような形がいいのかなとは考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それで、さっき副委員長から質問あったのと重複するのかもしれませんが、伊奈町印鑑条例、伊奈町印鑑条例施行規則、住民票記載事項証明書、この3様式がテーマとなっていますけれども、今回の陳情が、行政として、ここでどういう取扱い、これはできないよなというようなのはありますか、この3項目では。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○田口 和住民課長 特段ないかと捉えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 委員長、暫時休憩して、みんなで話し合いたいですけれども、会議録が残らないような形で。

○戸張光枝委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

ほかに質問ある方。

大野委員。

○大野興一委員 お聞きをしたいのは、陳情と請願の違いというか、この内容は改正案まで全部入っているような内容なんですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

○戸張光枝委員長 事務局長。

○嘉無木 栄事務局長 陳情と請願につきましては、紹介議員を通して町に要請していくというのが請願でございます。陳情は紹介議員なしで、町に要請していくものが陳情ということになってございます。紹介議員がいるか、いないかの違いでございます。

○戸張光枝委員長 大野委員、よろしいでしょうか。

○大野興一委員 はい、いいです。

○戸張光枝委員長 山本委員。

○山本重幸委員 質問としては、今回の請願の趣旨は、ジェンダー平等ということが一番の趣旨であると思っております。ですから、このジェンダー平等ということは、これはSDGsでも、17の目標の5番目に掲げてあるわけですよ、ジェンダーという名前をつけて。そのことはどのように、役場、町として、SDGsの第5番目の目標にあるジェンダーについてのどのような取組をしているかということをおひとつ、聞かせてください。やっていたら、どういった取組かということをお聞かせいただければと思います。ジェンダー平等というのは、男女ですからね。ここに書いてある男と女とはっきり分からなくてはいけないこともあるけれども、ほとんどの場合に男であるか、女であるかということを知る必要はないと思うんです。そういったことも、今は役場でもそういったことを、ジェンダーということ意識した取組をしているかどうかということをお聞かせください。

○戸張光枝委員長 人権推進課長。

○大塚健司人権推進課長 ジェンダー平等の取組についてでございますが、今年度の予算でも上げさせていただいております、伊奈町第3次男女共同参画プランにおいて、様々な取組を進めていきたいと思いますということで、新たなプランを策定しているところでございます。

具体的な取組といたしましては、例えば、子育ての中でも、今まではお母さんが大体系育てをするというようなものが意識としてはあったかと思っておりますけれども、できる場所は

父さんもやっていきたいと思いますとか、そういった部分においても、性別にかかわらず、子育てもやっていかなきゃいけない。そういったところの意識づけについて、住民の方や、職員を対象にした啓発もやっていこうと考えております。

また、庁内での職員の取組でございますが、以前はお茶くみなども女性がやるようなことが多かったですけれども、現在、職場内ではそういったことは特にありませんで、できる人がやっております。男性、女性、性別に関わりなく、今までの固定概念にとらわれず、ジェンダー平等について、幅広く取組を進めてるための計画も策定しているところでございます。今までの取組を引き続きながら、職員にも、住民の方にも、企業にも広く進めていきたいと考えておりますし、実施もしてきているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山本委員。

○山本重幸委員 私が今こういう質問をしたのは、この陳情書の趣旨はジェンダー平等ということが趣旨だと私は思うから、そういったことを皆さんも認識してほしいということで、一応質問しました。みんな間違っていない、書類の簡素化とか何とかよりは、これはジェンダーという意識を我々議会としても、議員としても、私みたいな年寄りにはなかなか難しいことなんだけれども、そういうことは分かっていたかなくてはいけないということで、取り上げなくてはならないなということで発言しました。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかにございませんでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 執行部の退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

本陳情について、委員各位のご意見をお伺いいたします。

[「今、休憩」と言う人あり]

○戸張光枝委員長 では、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時38分

○戸張光枝委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより陳情受付第1号を採決いたします。

趣旨採択との意見がありますので、まず、趣旨採択についてお諮りいたします。

趣旨採択にする理由として、町としては、住民の財産を守ることから慎重に検討中であり
ます。また、この陳情がジェンダーに配慮からのものであることから、趣旨採択としたいと
いうご意見があります。

皆様、そういったご意見でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 では、続きまして、本件について、その趣旨を採択することに賛成の方は
起立を願います。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、陳情受付第1号は、その趣旨を採択すべきものと決しました。

以上で、総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、協議事項のその他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 では、閉会の前に副委員長より挨拶をお願いいたします。

○武藤倫雄副委員長 皆さん、本日は長時間の審査、ありがとうございました。

○戸張光枝委員長 ありがとうございました。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時40分